# 公益財団法人 風戸研究奨励会 定款

#### 第1章 総則

# (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人風戸研究奨励会と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都昭島市に置く。

# 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、電子顕微鏡に関する研究を奨励し、もって学術の振興に寄与することを目的とする。 (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 電子顕微鏡に関する研究を行う者に対する研究費の補助
- 二 電子顕微鏡に関する優秀な研究に対する褒賞
- 三 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

# 第3章 資産及び会計

#### (資産の内容)

第5条 この法人の資産は、次の通りとする。

- 一 この法人設立当初風戸健二の寄附にかかる財産目録記載の財産
- 二 資産から生じる果実
- 三 寄附金品
- 四 その他の収入

### (資産の区分)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会(又は評議員会)で定めたものとする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄附金品で、寄附者から基本財産又は運用財産として指定のあるものは、その指定に従い、基本財産又は運用財産に繰り入れるものとする。

## (資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事会の議決に基づき理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議 決によって国公債等の有価証券を購入するか、又は定期郵便貯金とし、若しくは確実な信託銀行 に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。

#### (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、処分し又は担保に供してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由がある時は、理事会及び評議員会の議決を経て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

### (経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生じる果実等の運用財産で支弁する。

#### (事業計画等)

- 第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が編成し、理事会の議決を経なければならない。これらの書類を変更した場合も同様とする。
  - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## (事業報告)

- 第11条 この法人の事業報告及び決算は、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会及び 評議員会の議決を経て、毎会計年度終了後3ケ月以内に行政庁に提出しなければならない。
  - 一 事業報告
  - 二貸借対照表
  - 三 正味財産増減計算書
  - 四 財産目録
  - 五 付属明細書
  - 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - 一 監査報告
    - 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - 3 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当概事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前項第4号の書類に記載するものとする。

#### (収支予算外の義務の負担等)

第12条 収支予算で定めるものを除く他、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、 理事会の議決を経なければならない。借入金(その会計年度内の収支をもって償還する一時金 を除く)についても同様とする。

#### (事業年度)

第13条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

# 第4章 役員、評議員及び職員

# (役員)

- 第14条 この法人には、次の役員を置く。
  - 一 理事 4名以上7名以内(うち理事長1名)
  - 二 監事 2名又は3名
  - 2 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事長は、理事会決議に基づき理事の中から選定する。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

# (理事長の職務)

第15条 理事長はこの法人の業務に係る職務を総理し、この法人を代表する。

#### (理事の職務)

第16条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

#### (監事の職務)

第17条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

### (役員の任期)

- 第18条 この法人の役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。
  - 2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。

# (役員の給与)

第19条 役員は、無給とする。

# (評議員の選任、任期および給与)

- 第20条 この法人には、評議員5名以上7名以内を置く。
  - 2 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から1
  - 95条の規定に従い、評議員会の決議により行う。
  - 3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
    - 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1 を超えないものであること。
      - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
      - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
      - ハ 当該評議員の使用人
      - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産に よって生計を維持しているもの
      - ホ ハまたは二に掲げる者の配偶者
      - へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする もの
    - 二 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

### イ 理事

# 口 使用人

- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者 ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者
  - ①国の機関
  - ②地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう)
- 4 この法人の役員は、評議員を兼ねてはならない。
- 5 この法人の評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 6 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 7 評議員の給与は、無給とする。

#### (評議員の職務)

第21条 全ての評議員をもって評議員会を構成する。

#### (職員)

- 第22条 この法人の事務を処理するために、職員をおくことができる。
  - 2 重要な職員は、理事会の決議のもと、理事長が任免する。他の職員は、理事長が任免する。

# 第5章 会議

#### (理事会の招集)

- 第23条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または、理事から会議の目的事項を示して請求のあったときは、二週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
  - 2 理事会の議長は、理事長とする。

# (理事会の定足数、決議方法)

- 第24条 理事会は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ 議事を開き、議決することができない。
  - 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもっ

て決する。

3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面、又は、電磁的記録により同意の意思表示したとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

#### (評議員会)

- 第25条 評議員会は、すべての評議員をもって構成し、次の事項について決議する。
  - 一 理事及び監事の選任及び解任
  - 二 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに付属明細書の承認
  - 三 定款の変更
  - 四 残余財産の処分
  - 五 基本財産の処分又は除外、運用財産中の不動産の処分及び担保提供の承認
  - 六 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (評議員会の招集等)

- 第26条 評議員会は、互選で議長を定める。
  - 2 第23条第1項及び第24条は、評議員会に準用する。この場合において第23条第1項及び第24条の規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
    - 一 理事及び監事の解任
    - 二 定款の変更
    - 三 基本財産の処分又は除外の承認
    - 四 その他法令で定められた事項
  - 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第14条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

# (議事録)

第27条 すべての会議には、議事録を作成する。理事会の議事録については出席した理事長及び監事が、 評議員会の議事録については出席した評議員及び理事が、記名押印のうえ、これを保存する。

# 第6章 選考委員会

- 第28条 第4条に掲げる補助および報償の対象となるものを選考するため、選考委員会を置く。
  - 2 選考委員会は、5名以上8名以内の委員をもって組織する。
  - 3 前項の委員は、学識経験のある者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。

# 第7章 定款の変更並びに解散

(定款の変更)

- 第29条 この定款は、理事会及び評議員会において、おのおの理事現在数及び評議員現在数の3分の2 以上の議決を経なければ変更することができない。
  - 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条および第20条についても適用する。

(解散の決議)

- 第30条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。
  - 2 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数のおのおのの4分の3以上の同意を経なければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第31条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、または、合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日、又は、当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第32条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公 共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第9章 補則

第34条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

付則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の 設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の 登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第13条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前

日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の設立の登記日現在の理事および監事は、次に掲げる者とする。 理事 田中通義 下山宏 廣川信隆 渡邊愼一 監事 黒岩常祥 柴田洋三郎
- 4 この法人の最初の理事長は、田中通義とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 磯田正二 市野瀬英喜 高田邦昭 高柳邦夫 弘津禎彦 藤吉好則